

「帰還困難区域への一時立入り実施基準」及び「避難指示区域内における活動について」の改正について

平成29年5月19日
原子力災害現地対策本部
原子力被災者生活支援チーム

福島復興再生特別措置法の一部改正により、帰還困難区域内において特定復興再生拠点区域に係る規定が整備されたことから、「帰還困難区域への一時立入り実施基準」及び避難指示区域内における事業者等の活動の留意点を整理した「避難指示区域内における活動について」について所要の改正を行う。主な改正内容は、以下のとおり。

<改正内容>

■「帰還困難区域への一時立入り実施基準」

(1) 立入り手段の追加

予め立入りを認められたバス、自家用車若しくはこれに準ずる自動車に加えて、「鉄道」を追加。

(2) その他、所要の修正

■「避難指示区域内における活動について」

(1) 認定特定復興再生拠点区域内の事業規制の緩和

認定を受けた特定復興再生拠点区域内において、国の確認を経て市町村が認めた場合に実施可能な業種として、これまで帰還困難区域内で認められていた「復旧・復興に不可欠な事業」に加え、「復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業（コンビニ等）」、「製造業など居住者を対象としない事業」、「営農」を追加。

(注) 営農については、出荷制限、作付方針等に留意。

	帰還困難区域	特定復興再生拠点区域
復旧・復興に不可欠な事業	△※	△
復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業	×	△
製造業など居住者を対象としない事業	×	△
営農	×	△
営林	×	×
区域外からの集客を主とする事業	×	×

凡例－△：国の確認を経て市町村が認める場合は実施可能

×：実施不可

※市町村と国が協議して認めたものに限る

(2) その他、福島復興再生特別措置法の改正を踏まえた表現の修正、各連絡先等の修正